

○平成21年度の農地法改正法により、標準小作料制度は廃止となりました。
以後は、農業委員会が地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供をしています。

○ここに示している金額については、あくまでも参考となっております。
実際の契約を拘束するものではありませんのでご注意ください。

令和6年3月5日

西条市賃借料情報（現状地目による）

※ 令和5年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料水準
（10aあたり）

1 田（水稻等）の部

| | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|-------------------|---------|---------|--------|--------|
| 西条地区 | 9,300円 | 16,500円 | 3,000円 | 762筆 |
| 東予地区 | 7,200円 | 12,200円 | 2,400円 | 661筆 |
| 丹原地区 | 7,800円 | 12,200円 | 2,600円 | 664筆 |
| 小松地区 | 12,700円 | 15,000円 | 5,000円 | 226筆 |
| 西条市平均 （データ数合計） | 8,600円 | — | — | 2,313筆 |

2 畑・樹園地の部（市全体）

| | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|-----|---------|---------|--------|------|
| 畑 | 11,500円 | 23,900円 | 6,500円 | 91筆 |
| 樹園地 | 8,100円 | 12,200円 | 4,600円 | 11筆 |

- 1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- 2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位で表示している。
- 3 西条市平均の平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値である。

《参考》

令和5年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における使用貸借（無償）の割合は27.5%（1,022筆）である。